

障がい者雇用の対象となる障がい者数の取扱いの誤りについて

1 概 要

県教育委員会では、障がい者雇用の対象となる障がい者数の算定に当たって、厚生労働省が策定している「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づかない方法で算定をしていたことがわかった。

2 再調査の結果

厚生労働省のガイドラインの運用が始まった平成18年度に遡り実施した。

この結果、障がいの等級が不明で、障害者手帳や診断書等の有無を確認したのか、わからないものがあることが判明した。

◆ ガイドラインに基づかない方法で算定していた障がい者数及び雇用率

H30年度	9人 (116人中)	(調査前 2.35%	調査後 2.17%)
H29年度	13人 (117人中)	(" 2.34%	" 2.08%)
H28年度	14人 (112人中)	(" 2.20%	" 1.93%)
H27年度	12人 (114人中)	(" 2.22%	" 1.98%)
H26年度	10人 (116.5人中)	(" 2.24%	" 2.05%)
H25年度	7人 (116人中)	(" 2.21%	" 2.08%)
H24年度	1人 (107人中)	(" 2.03%	" 2.01%)
H23年度	1人 (99人中)	(" 1.88%	" 1.86%)
H22年度	1人 (93人中)	(" 1.76%	" 1.74%)
H21年度	2人 (90人中)	(" 1.70%	" 1.66%)
H20年度	5人 (89人中)	(" 1.66%	" 1.57%)
H19年度	5人 (92人中)	(" 1.69%	" 1.59%)
H18年度	9人 (80人中)	(" 1.45%	" 1.28%)

3 原 因

ガイドラインでは、障害者手帳等によって確認することとされているが、ガイドラインの理解が不十分であったことが原因であると考えられる。

4 今後の対応

今後は、障がい者数の把握にあたっては、ガイドラインに則った運用を徹底するとともに、障がい者雇用の取組を一層進めていく。